

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する山形県計画

令和 2 年 3 月

山 形 県

目次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題.....	1
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備.....	1
2 一人親方等への対処の必要性.....	2
3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保.....	2
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	4
1 適正な請負代金の額、工期等の設定.....	4
2 設計、施工等の各段階における措置.....	4
3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上....	5
4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上.....	5
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策.....	6
1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等.....	6
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等.	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	
2 責任体制の明確化.....	7
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施.....	7
(1) 建設業者間の連携の促進	
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	
(3) 一人親方の労災保険特別加入制度への加入促進等の徹底	
4 建設工事の現場の安全性の点検等.....	8
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進	
5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発.....	10
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	12
1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策.....	12
(1) 社会保険等の加入の徹底	
(2) 建設工事従事者の経験・技能に応じた処遇の実現	
(3) 「働き方改革」の推進	
2 担い手確保の推進.....	13
3 墜落・転落等災害の防止対策の充実強化.....	14
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等	
(2) 墜落・転落等災害防止対策の充実強化	
4 県計画の推進体制.....	14
5 施策の推進状況の点検と計画の見直し.....	15

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

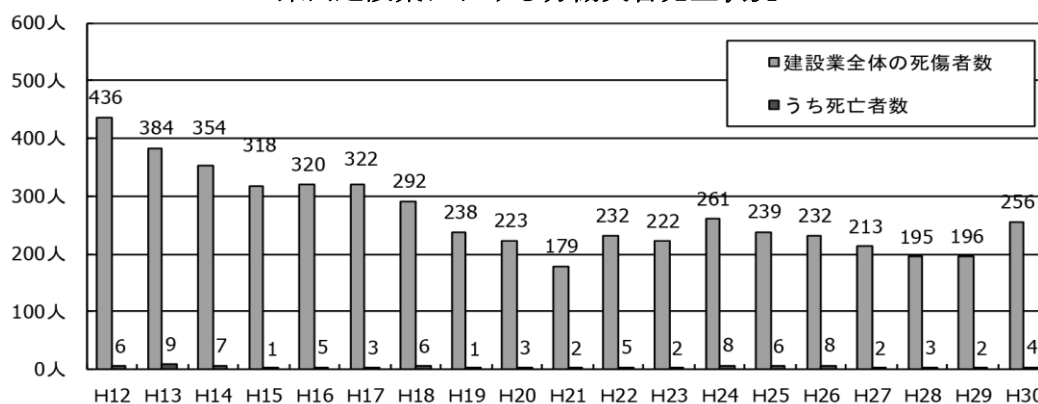
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における労働災害の発生状況は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法に基づく関係政省令の幾度とない改正により、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、長期的には減少傾向にある。しかしながら、平成 30 年においても、労働災害による死傷者数（休業 4 日以上。以下同じ。）は、256 人（うち、死亡者 4 人）に上っている。

このような状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層実効性のある取組を推進する必要がある。

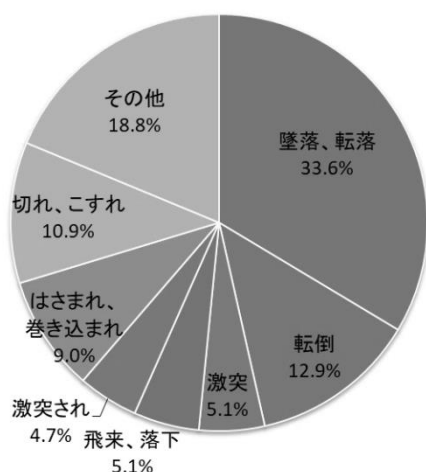
建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事において、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

県内建設業における労働災害発生状況

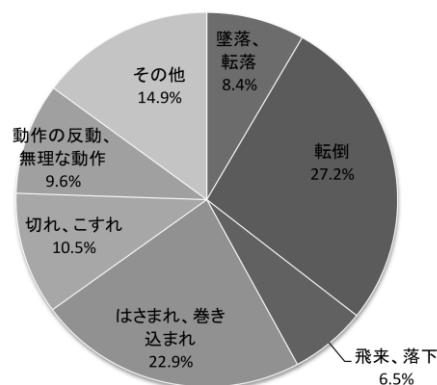


出典：山形労働局「労働災害発生状況」

建設業における事故の型別発生状況（H30）



参考（製造業）



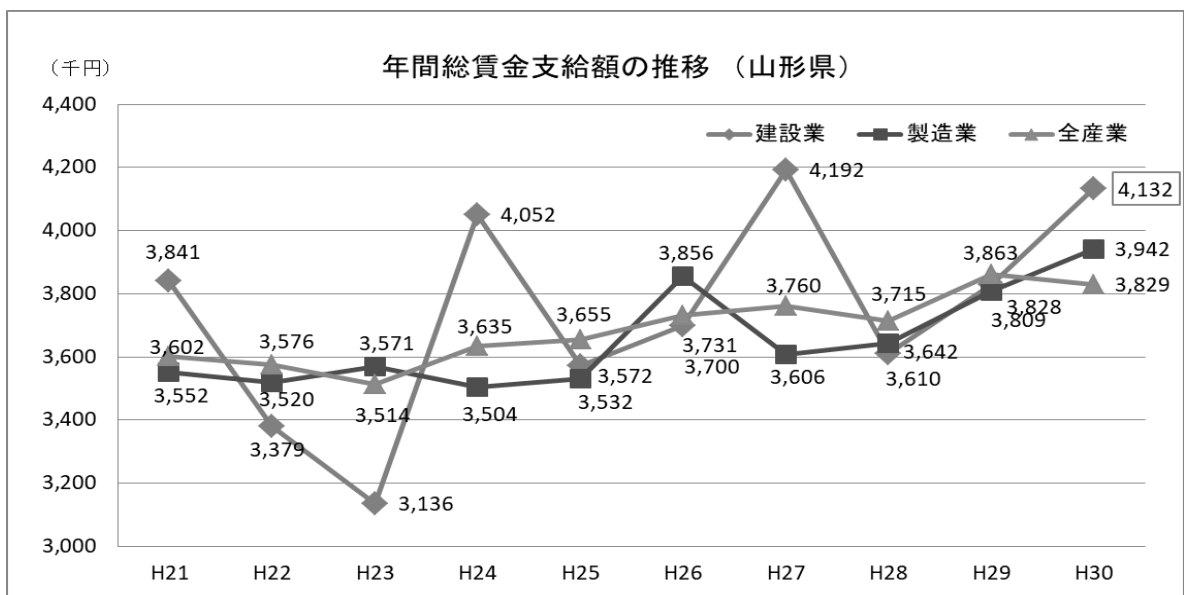
2 一人親方等への対処の必要性

いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、国の調査によれば、本県では一人親方等の死亡災害は確認されていないものの、全国では平成 30 年に 96 人が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

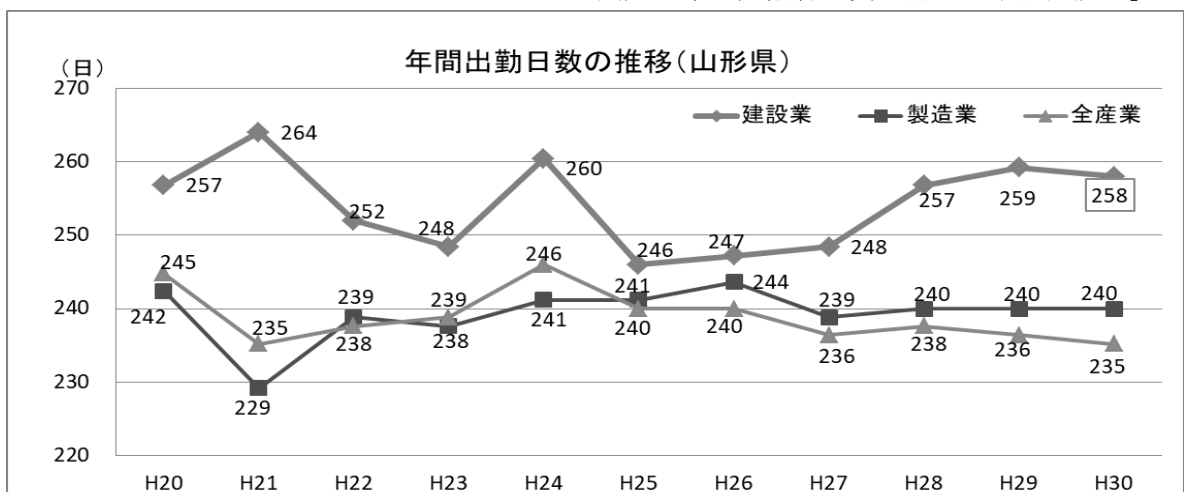
こうした業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

県内建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、休日に関して見ると、他産業では一般的となっている週休 2 日の確保が進んでいない状況にある。



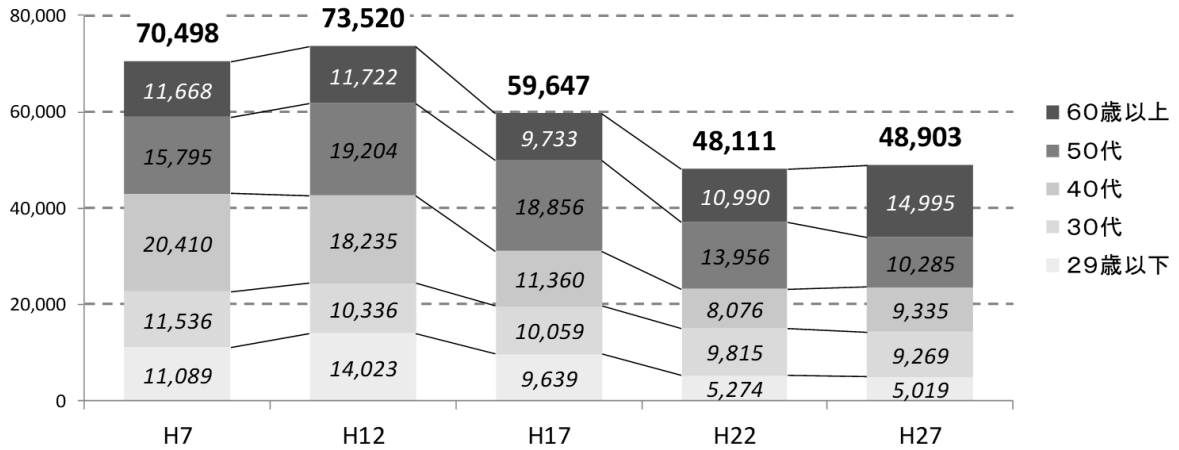
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



出典：山形県企画振興部統計企画課「毎月勤労統計調査地方調査」

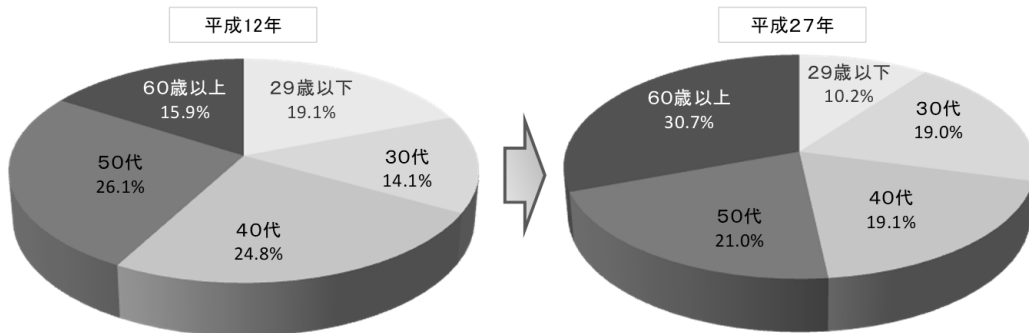
建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

県内建設業従事者数の推移



出典：総務省「国勢調査」

県内建設業従事者の年代別構成比の推移



第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約が、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格や積雪寒冷地である本県の施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

したがって、下請負人の見積書に安全衛生経費が明示されているのにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削除するような行為は建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

また、安全な工事を遂行するのに必要な経費は、下請にまで適切に支払わなければならないので、国において検討・実施される施策を踏まえた取組が必要である。

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日を確保した上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。特に本県においては、冬期間の気象の影響を大きく受けることとなる。そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を

確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることから、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、国において検討・実施される施策を踏まえた取組を行う。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、講習会や立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

【主な施策・取組】

- 県発注工事での適正な予定価格の設定(最新の積算基準、労務単価等を反映)
- 低入札価格調査基準、最低制限価格等の適切な運用によるダンピング対策
- 設計変更ガイドラインに沿った適切な設計図書の変更の実施
- 建設工事期間の気象状況に応じた熱中症対策に係る経費の計上
- 「元請下請関係適正化指導要領」に基づく現地調査、建設業法に基づく営業所への立入検査等による指導
- 法令遵守等講習会等での周知
- 安全衛生経費の確保に関するリーフレット等による周知

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

【主な施策・取組】

- ゼロ県債や繰越制度の活用による施工時期の平準化
- 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（以下「工期設定ガイドライン」という。）等を踏まえた適正な工期の設定
- 週休2日確保モデル工事の試行継続
- 建設工事着手に係る余裕期間制度の活用推進
- 設計変更ガイドライン等に基づく適正な工期延長
- 建設工事の発注見通しの公表

2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

【主な施策・取組】

- 法令遵守等講習会、受注者向け説明会等での周知徹底
- 「元請下請関係適正化指導要領」に基づく現地調査、建設業法に基づく営業所への立入検査等による指導（再掲）
- 関係団体・機関と連携した安全パトロールの実施
- 県発注工事の受注者向けの安全衛生対策研修会の開催
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勧奨

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

（1）建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生の管理を図る。

【主な施策・取組】

- 「元請下請関係適正化指導要領」に基づく現地調査、建設業法に基づく営業所への立入検査等による指導（再掲）
- 関係団体・機関と連携した安全パトロールの実施（再掲）
- 関係団体への法令遵守の要請
- 会議等での情報共有

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため一人親方等の死亡災害を把握した場合には、労働基準監督署へ情報提供を行うとともに、国における一人親方等の災害に関する分析の情報を収集し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

【主な施策・取組】

- 県発注工事で発生した事故の迅速な把握と分析、関係団体・機関との情報共有
- 法令遵守等講習会、受注者向け説明会等での周知徹底（再掲）
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勧奨（再掲）

(3) 一人親方の労災保険特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう立入検査等を通じて改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保と併せて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

【主な施策・取組】

- 「元請下請関係適正化指導要領」に基づく現地調査、建設業法に基づく営業所への立入検査等による指導（再掲）
- 県のホームページ、法令遵守等講習会等での制度加入の周知

4 建設工場の現場の安全性の点検等

(1) 建設工場の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工場の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づ

く法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組に係る情報提供等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

【主な施策・取組】

- 関係団体・機関と連携した安全パトロールの実施（再掲）
- 工事成績評定において、安全対策を適切に評価
- 「東北地方工事安全施工推進大会」での表彰と事例発表の実施
- 県発注工事の受注者向け安全衛生対策研修会の開催（再掲）
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勧奨（再掲）
- 会議等での情報共有（再掲）

（２）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した建設機械やUAV（無人航空機）を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、国が提供する、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等におけ

る新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

【主な施策・取組】

- ICT活用工事の試行継続
- ICTに関する研修会、見学会等の開催
- ICT活用事例の周知、活用勸奨
- 県発注工事の受注者向け安全衛生対策研修会の開催（再掲）
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勸奨（再掲）
- 熱中症対策に係る経費の計上

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

【主な施策・取組】

- 関係団体・機関と連携した安全パトロールの実施（再掲）
- 県発注工事の受注者向け安全衛生対策研修会の開催（再掲）
- 労働安全衛生講習受講に対する入札参加資格審査での評価
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勸奨（再掲）

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

併せて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や

熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

【主な施策・取組】

- 優良建設工事等顕彰、優秀建設現場従事者顕彰の実施
- 安全対策に対する表彰の実施
- 工事成績評定において、安全対策を適切に評価（再掲）
- 「東北地方工事安全施工推進大会」での表彰と事例発表の実施（再掲）
- 県発注工事の受注者向け安全衛生対策研修会の開催（再掲）
- 安全週間における安全衛生活動の紹介
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」による熱中症予防対策の周知
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勧奨（再掲）

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度から、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

なお、未加入者への指導に当たっては、社会保険等の適用が除外されている場合に指導が行われることがないように、元請負人等に周知を図る。

【主な施策・取組】

- 「山形県建設業社会保険加入推進地域会議」での情報共有と加入促進
- 建設業許可・更新時等における指導
- 経営事項審査における社会保険未加入業者の減点措置
- 入札参加資格における社会保険加入の要件化
- 県発注工事における下請からの未加入業者の排除
- 工事成績評定での評価（全ての下請業者が社会保険加入の場合）
- 法定福利費を明示した請負代金内訳書の活用
- 「元請下請関係適正化指導要領」に基づく現地調査、建設業法に基づく営業所への立入検査等による指導（再掲）
- 関係団体・機関との連携による建設業者や一人親方への周知

(2) 建設工事従事者の経験・技能に応じた処遇の実現

他の産業従事者に比べて様々な事業者の現場で経験を積んでいくことが多い建設工事従事者が、それぞれの経験と技能に応じた適切な処遇を受けられるような取組（建設キャリアアップシステムの活用など）を推進する。

また、建設工事従事者が、その働いた日数に応じた退職金を受け取ることがで

きるよう、建設業者や一人親方に対して建設業退職金共済制度への加入促進を図る。

【主な施策・取組】

- 県のホームページ、講習会、チラシ等による周知

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、国の「働き方改革実行計画」等を踏まえ、適正な工期設定、週休2日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスクアの充実等の取組を推進する。

【主な施策・取組】

- 週休2日確保モデル工事の試行継続（再掲）
- 「工期設定ガイドライン」等を踏まえた適正な工期の設定（再掲）
- 建設工事着手に係る余裕期間制度の活用推進（再掲）
- 公共工事設計労務単価引上げに係る国への提案
- 関係団体を通じた下請代金の適正な支払いの要請
- 若者や女性が活躍しやすい環境の整備（若手・女性技術者評価型工事の試行継続）
- ICT活用工事の試行継続（再掲）
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勧奨（再掲）

2 担い手確保の推進

建設工事従事者の高齢化が進む中、建設業が将来にわたり継続していくためには、若年層や女性の担い手を確保していくことが必要である。

担い手の確保に当たっては、建設工事従事者の処遇改善や地位の向上を図ることに加え、建設業が担う社会的役割の理解促進や、建設業が魅力ある産業であることの積極的な発信に努める。

【主な施策・取組】

- 小学生から高校生までもを対象とした現場見学会や出前授業の実施
- 高等学校女子生徒等を対象とした意見交換会等の開催
- 小中学生を対象とした絵画コンクールの開催

3 墜落・転落等災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

本県の建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、平成30年には、屋根・梁等、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落災害による死傷者数が86人（うち、死亡者3人）と、建設業における労働災害の約3分の1を占めている。

過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、国が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及の促進を図る。

【主な施策・取組】

- 関係団体・機関と連携した安全パトロールの実施（再掲）
- 県発注工事において、「より安全な措置」等の取組の推進
- 法令遵守等講習会等での周知（再掲）
- 関係団体・機関が開催する研修会の周知、活用勧奨（再掲）

(2) 墜落・転落等災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることを考慮し、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化についての国の調査・検討を踏まえた上で対策の促進を図る。

特に、本県は冬期間の積雪等により、雪下ろし作業中の転落や路面凍結による転倒など、冬季特有の労働災害が発生することから、関係団体・機関と連携して注意喚起を行う。

【主な施策・取組】

- 県発注工事の受注者向け安全衛生対策研修会の開催（再掲）
- 「冬の労災をなくそう運動」による、県発注工事の受注者に対する冬期型労働災害防止の取組の周知・指導
- 雪害事故防止月間における「安全な雪下ろし作業」等の周知
- 建設工事関係者連絡会議等での情報共有

4 県計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、関係団体・機関を構成員とする「(仮称)山形県建

設工事従事者安全健康確保推進連絡会」において、情報共有・意見交換等により連携を図るとともに、国の調査・研究の成果を各施策に活用していく。

また、「山形県発注者協議会」等を通じて市町村との情報共有を図り、各施策の普及を促進していく。

5 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策について、「山形県建設工事従事者健康確保推進連絡会（仮称）」において進捗状況の確認を行うとともに、国の基本計画の見直し等を踏まえた上で必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。